

令和5年6月30日

第六管区海上保安本部

【目次】

第303項	瀬戸内海	小豆島、内海港付近	防波堤築造工事
第304項	瀬戸内海	高松港及び付近	海上訓練
第305項	瀬戸内海	岡山港	水路測量
第306項	瀬戸内海	岡山港	海上作業
第307項	瀬戸内海	水島港	掘下げ作業
第308項	瀬戸内海	水島港	水路測量
第309項	瀬戸内海	尾道糸崎港付近、百島東岸	潜水作業
第310項	瀬戸内海	備後灘、長江瀬戸	潜水作業
第311項	瀬戸内海	広島港、第1区	海上作業
第312項	瀬戸内海	広島湾、江田島湾	遠泳訓練
第313項	瀬戸内海	大島瀬戸、小松港	カッターレース
第314項	豊後水道	八幡浜港北西方、川之石港	小型船操縦訓練
お知らせ	G7香川・高松都市大臣会合に伴う海上警備に関するお願い		

◎ この通報の位置情報は「世界測地系WGS-84」です。

◎ この通報はインターネット、電子メール（インターネットで登録）で配信しています。

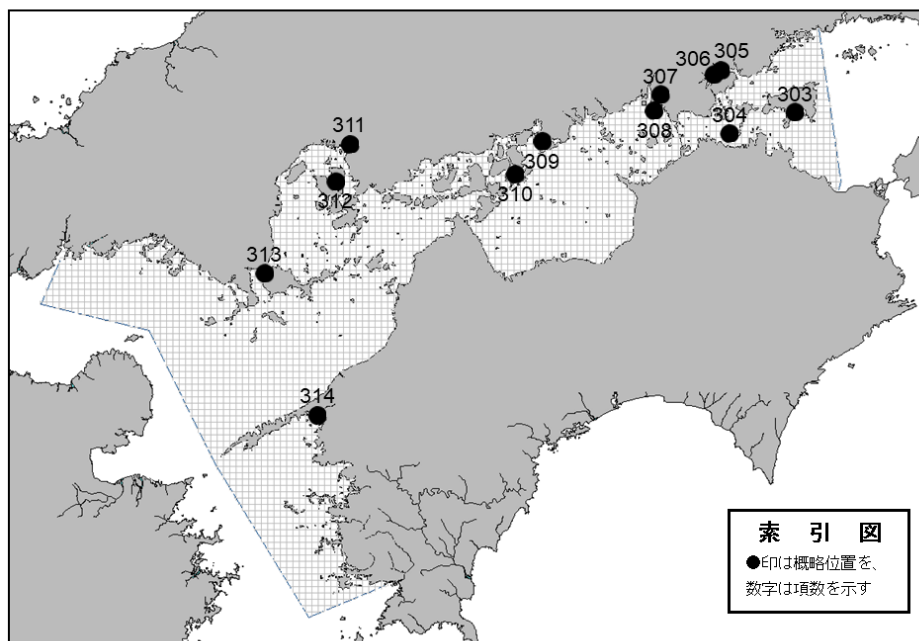
また、航行警報もインターネットで入手できます。

インターネットアドレス <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN6/>

◎ 情報の通知について

航海上重要な事項（航路標識の異変、航路障害物の存在等）及び水路図誌の内容と相違する事柄に気付かれた方は、第六管区海上保安本部又は海上保安部署等に連絡をお願いいたします。

◎ 水路通報に関するお問い合わせは第六管区海上保安本部[電話(082)251-5111(内線2515)]まで。



～ 海の事件・事故は 118番へ ～

★5年303項 瀬戸内海 — 小豆島、内海港付近 防波堤築造工事

期間 令和5年7月3日～9月30日(予備日10月1日～11月30日)の0800～1700

区域 4地点により囲まれる区域

- (1) 34-28-03N 134-16-14E
- (2) 34-27-57N 134-16-12E
- (3) 34-27-59N 134-16-04E
- (4) 34-28-03N 134-16-06E

備考 (1) 夜間、作業船は区域内に停泊し、アンカー位置に灯付浮標を設置
(2) 警戒船を配置

海図 W137A-JP137A

出所 第六管区海上保安本部



★5年304項 瀬戸内海 — 高松港及び付近 海上訓練

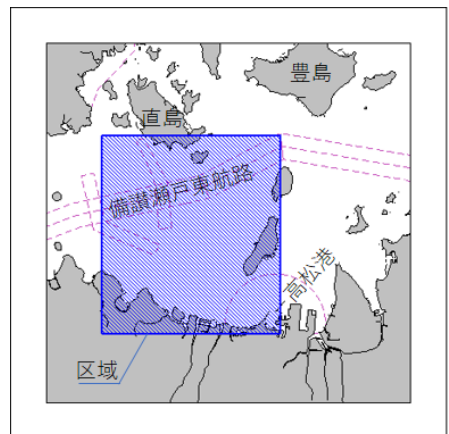
期間 令和5年7月2日の0800～1100、1200～1700

区域 付図のとおり(陸域を除く)

備考 巡視船艇等による訓練

海図 W1125-W154-W1122-W137A-JP137A-W137B-JP137B-W153-JP153-W100A

出所 第六管区海上保安本部



★5年305項 瀬戸内海 — 岡山港 水路測量

六管区水路通報5年20号233項関連

期間 令和5年7月15日～31日の内6日間

区域1 4地点により囲まれる区域

- (1) 34-36-03N 133-59-12E
- (2) 34-36-01N 133-59-10E
- (3) 34-36-02N 133-59-09E
- (4) 34-36-04N 133-59-11E

区域2 4地点により囲まれる区域

- (1) 34-36-04N 133-59-08E
- (2) 34-36-02N 133-59-07E
- (3) 34-36-03N 133-59-02E
- (4) 34-36-05N 133-59-05E

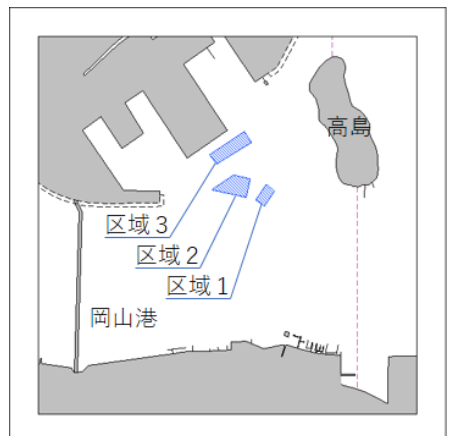
区域3 4地点により囲まれる区域

- (1) 34-36-11N 133-59-07E
- (2) 34-36-09N 133-59-08E
- (3) 34-36-06N 133-59-03E
- (4) 34-36-08N 133-59-01E

備考 作業船は「白紅白」の燕尾旗を掲揚

海図 W155

出所 第六管区海上保安本部



★5年306項 瀬戸内海 — 岡山港 海上作業

六管区水路通報5年21号239項削除

期間 令和5年7月31日までの日出～日没

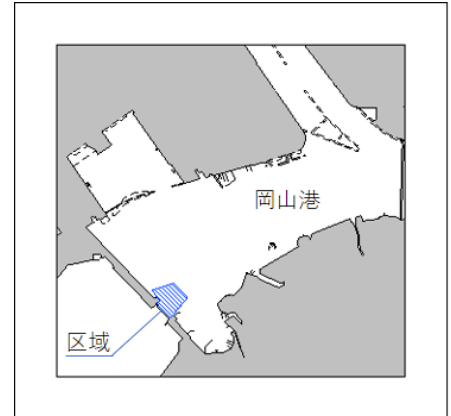
区域 5地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域

- (1) 34-35-17N 133-57-16E(岸線角)
- (2) 34-35-19N 133-57-15E
- (3) 34-35-21N 133-57-22E
- (4) 34-35-17N 133-57-27E
- (5) 34-35-12N 133-57-22E(岸線角)

- 備考 (1) 排水樋門の改修工事
(2) 汚濁防止膜及び区域を示す黄色灯を設置
(3) 潜水作業を伴う

海図 W155

出所 玉野海上保安部



★5年307項 瀬戸内海 — 水島港 掘下げ作業

期間 令和5年7月10日～31日(予備日を含む)の日出～日没

区域 4地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域

- (1) 34-31-20N 133-44-23E(岸線上)
- (2) 34-31-20N 133-44-18E
- (3) 34-31-23N 133-44-18E
- (4) 34-31-23N 133-44-23E(岸線上)

- 備考 (1) 作業はバックホウ浚渫船(スパッド式)で実施
(2) 警戒船を配置

海図 W1127A-JP1127A

出所 水島港長



★5年308項 瀬戸内海 — 水島港 水路測量

六管区水路通報5年23号281項関連

期間 令和5年7月15日～31日の内1日間

区域 5地点により囲まれる区域

- (1) 34-28-31N 133-42-39E
- (2) 34-28-27N 133-42-37E
- (3) 34-28-26N 133-42-34E
- (4) 34-28-35N 133-42-19E
- (5) 34-28-37N 133-42-20E

備考 作業船は「白紅白」の燕尾旗を掲揚

海図 W1127A-JP1127A-W1116

出所 第六管区海上保安本部



★5年309項 瀬戸内海 — 尾道糸崎港付近、百島東岸 潜水作業

期間 令和5年7月6日～13日(予備日21日～28日)の日出～日没

区域 7地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域

- (1) 34-22-43N 133-16-45E(岸線上)
- (2) 34-22-36N 133-16-52E
- (3) 34-22-14N 133-16-47E
- (4) 34-22-08N 133-16-42E
- (5) 34-22-01N 133-16-31E
- (6) 34-21-54N 133-16-26E
- (7) 34-21-55N 133-16-18E(岸線角)

備考 (1) 藻場の調査

(2) 警戒船を配置

海図 W114-W103-W1118

出所 第六管区海上保安本部



★5年310項 瀬戸内海 — 備後灘、長江瀬戸 潜水作業

期間 令和5年7月13日～8月20日の内3日間の日出～日没

区域 4地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域

- (1) 34-15-48N 133-09-51E(岸線上)
- (2) 34-15-49N 133-09-52E
- (3) 34-15-48N 133-09-54E
- (4) 34-15-47N 133-09-53E(岸線角)

備考 (1) 栈橋の防食作業

(2) 警戒船を配置

海図 W102-W103-W130

出所 第六管区海上保安本部



★5年311項 瀬戸内海 — 広島港、第1区 海上作業

期間 令和5年7月6日の0700～1200

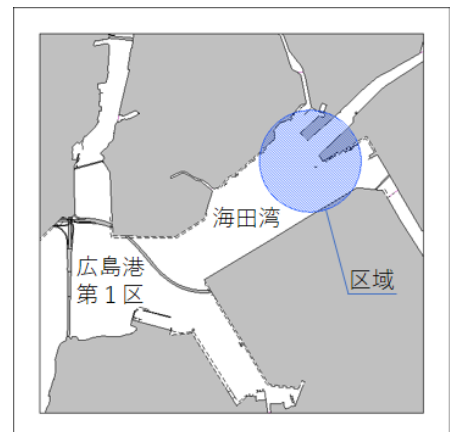
区域 34-21-40N 132-31-04Eの地点を中心とする
半径400mの円内(陸域を除く)

備考 (1) ゴムボートによる行方不明者の捜索

(2) 潜水作業を伴う

海図 W1112A-JP1112A

出所 広島港長



★5年312項 瀬戸内海 — 広島湾、江田島湾 遠泳訓練

1. 期間 令和5年7月3日～28日の日出～日没
 区域1 2地点を結ぶ線上付近
 (1) 34-14.8N 132-27.9E
 (2) 34-14.4N 132-28.0E
2. 期間 令和5年8月1日(予備日2日)の日出～日没
 区域2 6地点を結ぶ線上付近
 (1) 34-14.8N 132-27.9E
 (2) 34-14.3N 132-28.3E
 (3) 34-13.9N 132-28.1E
 (4) 34-13.9N 132-27.7E
 (5) 34-14.5N 132-27.5E
 (6) 34-14.8N 132-27.9E

- 備考 (1) コースを示す浮標を設置
 (2) 警戒船を配置

海図 W142-JP142
 出所 第六管区海上保安本部



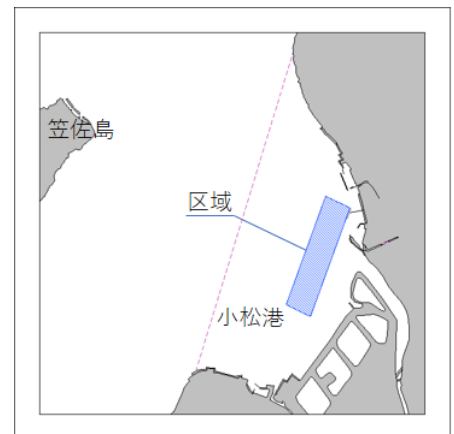
★5年313項 瀬戸内海 — 大島瀬戸、小松港 カッターレース

- 期間 令和5年7月16日の1000～1500、17日の0800～1300
 区域 4地点により囲まれる区域

- (1) 33-56-26N 132-11-16E(浮棧橋北端)
 (2) 33-56-02N 132-11-05E
 (3) 33-56-04N 132-10-58E
 (4) 33-56-29N 132-11-09E

- 備考 (1) コースを示す浮標を設置
 (2) 警戒船を配置

海図 W152-W163
 出所 柳井海上保安署



★5年314項 豊後水道 — 八幡浜港北西方、川之石港 小型船操縦訓練

- 期間 令和5年7月3日～17日の日出～日没
 区域 4地点により囲まれる区域

- (1) 33-28-25N 132-23-30E
 (2) 33-28-20N 132-23-41E
 (3) 33-28-18N 132-23-40E
 (4) 33-28-23N 132-23-29E

- 備考 区域内に浮標を設置
 海図 W156-W1102-JP1102
 出所 宇和島海上保安部

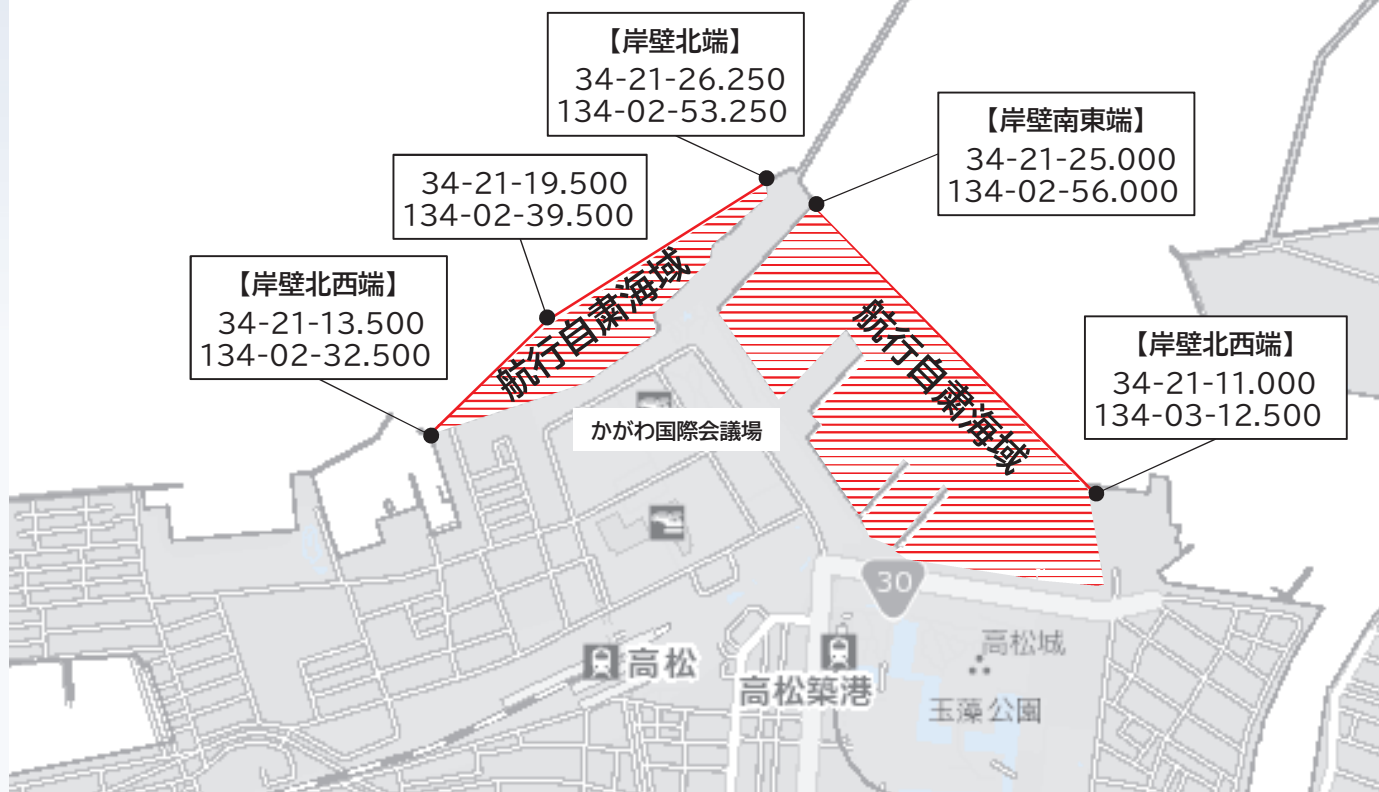


G7香川・高松都市大臣会合の開催に伴う 海上警備にご理解・ご協力をお願いします！

- 第六管区海上保安本部では、7月6日(木)～7月10日(月)までの間、都市大臣会合が開催される「かがわ国際会議場」の周辺海域に **航行自粛海域** を設定し、海上警備を強化します。
- 高松港周辺海域を航行される船舶は、航行自粛海域へみだりに立ち入らないようご協力をお願い致します。
※ 定期運航船の旅客ターミナルへの離着棧は可能です。
- また、その他の海域においても、警備上の必要性から、立入検査、職務質問等を行う場合があります。

【航行自粛海域の設定期間】 ※ 海域及び期間を変更する可能性があります。

令和5年7月 6日(木)12:00から
7月10日(月)12:00まで



KAGAWA TAKAMATSU
Sustainable Urban Development
Ministers' Meeting

第六管区海上保安本部
(電話:082-251-5111)

高松海上保安部
(電話:087-821-7011)

【海上保安庁緊急通報番号:118】

